掛川市規則第21号

掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則(平成17年掛川市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「納入通知書」の次に「又は口座振替の方法」を加え、同条第3項第3号中「12月25日」を「12月末日」に改める。

第15条を次のように改める。

(還付又は充当加算金)

- 第15条 前条の規定により、過誤納金を還付し、又は充当する場合においては、地方税法(昭和25年法律第226号)第17条の4の規定の例により、当該過誤納金の額に還付加算金又は充当加算金を加算するものとする。
- 2 前項の還付加算金又は充当加算金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

農業集落排水事業受益者申告書

		(あて先)掛川市	長	年	月 日	賦課年度	通知書	番 号
		掛川市農業集落排	水事業分担金徵収条例施行規	則第2条	第1項の			
		規定により受益者	として、次のとおり申告しま	す。				
	₩		住所 (所在地)			受益者コード	ページ	処理区
	様	申 告 者					/	
この申告書は、	までに下水整備担当課	- (建築物の所有者名)	ふりがな					
へ提出してください。			氏名 (法人名・代表者)		(/		
もし、期限までに提出がない						(受付	寸即,	
分担金を納めていただくことに	こなります。		電話 ()			``.	'	

	受益を受ける建築物又は建築予定の土地							(※申告者に代わって分担金を納めていただく方) 申 告 者 以 外 の 受 益 者					
番号	大 字	地 の 所 在 地 番	特番	公共ます個数	減免 (%)	備	考	該当番号	権利の 種別	ふりがな 住 所 · 氏 名	同意印	電話	
										住所 氏名			
										住所 氏名			
										住所 氏名			
										住所 氏名			
										住所 氏名			

(注) 申告書の宛名については、常用漢字を使用しております。

※申告書の提出方法

- ・記載内容に変更がない場合は、公共ます個数を確認してから、住所・氏名を記入押印して提出してください。
- ・記載してある土地の建築物を他人に賃貸しているなどの場合は、<u>別紙の記載例を参照して</u>「申告者以外の受益者」の該当欄に<u>住所・氏名を記入押印して提出</u>してください。

糕	#	笙	2	号	(笹	3	冬	閗	倅	,
128	エレ	כולי	4	$\overline{}$	(כתי	J	\sim		1718	

様
130

農業集落排水事業分担金決定通知書

掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例第4条第1項及び第5条の 規定により分担金の額を決定したので、同施行規則第3条第1項の 規定により通知します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 回

賦	課	年	度	通	知	書	番	号

受益者コード	%	Ţ	ジ	処理区
		/		

		賦	課	さ	れ	た	建	築	4	勿	又	は	建	筹	Ē	予	定の	土 地			
番号	大 字		地		番	特番	台	帳	現	況	分	担	金	決	定	額 (円)	減免率 (%)	猶予有無	減免	• 猶予事由	分担金納付額(円)
								•		•			•			•					
公共は	ます及び分担金	央定額	の合計	-	•	個										円	分	担 金 糾	内 付 額	(合計	円

◎全額一括納付の分担金額	_									
円 -	- [円	=				円
(分担金納付額合計)	_	(報	奨	金)			(納	付	額)	

※20回で分割して納付する場合の納期と分担金額

納期限	第 1 期 分	第 2 期 分	第 3 期 分	第 4 期 分
	6 月 末 日	9 月 末 日	12 月 末 日	2 月 末 日
年度分担金 円	(1) 円	(2) 円	(3)	(4) 円
年度分担金 円	(5) 円	(6)	(7)	(8) 円
年度分担金 円	(9) 円	(10) 円	(11) 円	(12) 円
年度分担金 円	(13) 円	(14) 円	(15) 円	(16) 円
年度分担金 円	(17) 円	(18) 円	(19) 円	(20) 円

[※]この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市長に対して異議申立てをすることができます。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

賦課年度	申	請	書	番	号	
受益者	コート	Ÿ		処理	里区	
-						

農業集落排水事業分担金減免(徵収猶予)申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所 (法人にあっては、その) 申請者 日本 (法人にあっては、その) 氏名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名) ® 電話番号

次のとおり分担金の減免(徴収猶予)を受けたいので、掛川市農業集落排水事業分担金徴収 条例施行規則第7条第2項(第9条第2項)の規定により申請します。

土地の所在	公共ます 個数(個)	減免 (徴収猶予) 公共ます個数(個)	施設の名称等	理	由

賦課年度	申請	書番号
受益者	コード	処理区

農業集落排水事業分担金減免 (徵収猶予) 決定通知書

第 号年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請があった分担金の減免(徴収猶予)について、次のとおり 決定したので、掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則第7条第3項(第9条第2項) の規定により通知します。

土地の所在	公共ます 個数(個)	負担金額 (円)	減免率(%)(徴収猶予期間)	減 免 (徴収猶予) 金額(円)	理	由

(注) この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60 日以内に、掛川市長に対して異議の申立てをすることができます。 様式第12号を削る。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。